

平成31年1月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

平成31年1月総会

萩市農業委員会総会議事録

1月17日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第4号 農地耕作条件改善事業 長小野(佐々並)地区における換地計画の同意について

議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について

議案第7号 現況確認書の交付について

○出席委員(18名)

1番 原 田 知 美	2番 中 村 博 和
3番 原 川 久美子	4番 小野村 壽美夫
欠席 藤 田 芳 昭	6番 岡 崎 弘 明
7番 長 富 繁 美	8番 烏 田 茂 夫
9番 品 川 民 雄	10番 田 村 廣
11番 吉 村 榮 子	12番 守 永 正 範
13番 松 田 由美子	14番 矢 次 利 典
15番 鈴 川 肇	16番 佐 伯 泰 資
17番 吉 村 剛	18番 尾 木 武 夫
19番 片 岡 兼 雄	

○議事録署名委員

1 番 原 田 知 美

1 7 番 吉 村 剛

○議 事

事務局長 只今から、平成31年1月萩市農業委員会総会を開催いたします。
農業委員会委員19名中、18名の出席があり、萩市農業委員会議
事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長
にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

まず、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業
委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長か
ら指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、1番 原田委員、17番 吉村委
員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」
を、議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号第1項についてご説明いたします。

第1項ですが、母から子への生前贈与となります。申請地は、●
●●番、登記・現況地目ともに田、面積1,084㎡外2筆、合計
4,389㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は2
4,260㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。

譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢のため、息子さんで農業後継者である●●●さんへ贈与するものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で田と畑あわせて約2町4反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん180日です。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については12月18日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●農業委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●地区で●●●から南東に約1.2kmの地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、現在、当該農地は田として利用されおり、取得後も水稻を作付けされます。

農機具の保有状況は、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、草刈機、軽トラックを所有されています。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員お願いします。

第14番 12月18日に事務局2名、●●●委員、●●●推進委員、私と計5名で現地確認をいたしました。詳細につきましては、事務局から説明があったとおりでございます。●●●さんは、親子で以前から一緒に田んぼを耕作しておられました。現地は適正に耕作されており、何も問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第 1 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第 1 項は原案のとおり決定いたしました。

議長 第 2 項の説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号第 2 項についてご説明いたします。

第 2 項についても、母から子への生前贈与となります。申請地は、●●●番、登記、現況地目ともに田、面積 3, 189㎡ほか 5 筆、合計 11, 285㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は 12, 812㎡で内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人であります●●●さんが高齢となり、息子さんの●●●さんも定年を機に農業へ取り組む意思があることから、双方連名により本申請にいたったものです。

譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。田を約 1 町 2 反耕作されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん 80 日、奥さんが 30 日、お父さんとお母さんが 180 日です。

(ビッグパッドに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については 1 月 8 日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●農業委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●地区で●●●から南西に約 8.5km の地点にあり、緑で着色した箇所となります。

営農計画ですが、現在、申請地は利用権設定により農事組合法人●●●が水田として耕作されています。今回の案件は、譲渡人、譲受人ともに農事組合法人●●●の構成員となっているため、名義変

更後も引き続き法人が耕作し、●●●さんも構成員として作業をされます。

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第2番 只今、事務局の方から説明がありましたとおりであります。この地区は、●●●の中心から車で約10分くらいの、●●●地区に隣接した所であります。農業法人も出来ておりまして、●●●さんがこれにも加入されております。この地区は非常に管理がされているところです。只今、説明がありましたように、このほかの農地は、先月の総会に提案されて可決されました。今回は、利用権設定のある農地についての3条申請です。●●●さんは自衛隊を退職されまして、農業後継者として農業に従事するということで、問題はないものと思われま

す。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。

第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第2号第1項についてご説明いたします。
議案は4ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

昨年(平成26)年12月26日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ700m、宅地化が進行する第2種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●番、地目は登記・現況とも田、面積221㎡、外2筆、合計911㎡、申請人は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、後ほど議案第3号第1項でご説明しますが、隣接地が店舗用地となる計画があり、来客用の駐車場が必要なことから、店舗出店事業者へ駐車場用地として賃貸するため、申請地を貸駐車場(32台分)として整備するものです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、申請地の南側は宅地、東側は宅地及び雑種地、北側の一部は●●●があり雑種地です。北側の一部と西側に、耕作されているハス田の農地がありますが、隣接農地承諾書が提出されており問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、図面の下側が国道●●●号萩バイパスになります。申請地のこちら側に●●●と道路側に●●●があります。店舗用地となる隣接地には、後ほどご説明しますが、建物がこのように建つ予定で、駐車場への出入りは、国道側からと南側の市道からの2方向からになります。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で申請地西側の水路へ流入さ

せ、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、申請地は隣接地よりかなり低い位置にあるため、30cmから1.2mの盛土を行い整地します。隣接地との境界には40cmのブロック積を行うもので、土砂の流出等の恐れはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 6 番 この件に付きましては、12月26日に事務局、●●●推進委員、私とで現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局から説明があったとおりでありまして、農地から貸駐車場で事業を行うこととなります。現地については、隣の宅地以外の農地は、田になっておりますが、ハス田であります。この農地の反対側に、道路をはさんで、もう一ヶ所ハス田があるだけで、あとは用排水路があるという状態で、駐車場となれば特に問題はないと思われます。用水路はきちんとしてあります。舗装もされるということで適当ではないかと考えます。●●●さんについては、家族で野菜等を営農されている状況であります。近辺に店舗が進出するということでやむを得ないことでありますし、宅地化も迫っておりますので問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題に供します。
第1項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号第1項についてご説明いたします。
議案は6ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

12月26日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ700m、議案第2号第1項と同じく、用途地域内にある第3種農地です。

申請地は、●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積247㎡、北側・西側・南側の宅地を併用し、全体面積は1,330.45㎡、転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、●●●さんが萩市内への出店を計画し店舗用地を検討したところ、国道・市道に面した立地条件の良い当該地で進めることとなり、事業予定地の一部を所有していた●●●さんが、申請地を買い受けて造成を行い、出店者に店舗用地として賃貸するもので適当です。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側・西側・南側は宅地、東側は道路に接しており、隣接農地はないため問題ありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、先ほどの4条議案と同じものになりますが、農地は緑色に着色した部分のみですが、●●●の店舗がこのような

建ちます。4条の来客用駐車場は32台で、こちらには15台分整備します。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、自然流下で、西側の敷地は南側の市道側溝へ、東側の敷地は国道の道路側溝へ流入させます。汚水は、南側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、20～30cmの切土・盛土を行い整地するもので、隣接宅地との境界には既存のブロック塀やフェンスが設置してあるため、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

その他としまして、市道側の進入口については、市土木課に道路工事施工の承認申請済みです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第6番 この件に付きましても、12月26日に事務局、●●●推進委員、私とで現地確認をいたしました。内容につきましては、事務局から説明があったとおりであります。宅地の隣の農地ということで、現状は、荒廃というか雑草が生えていて、奥の方には甘夏が2本くらい植えてありました。宅地の中にある、家の隣接の農地で荒れているという状況でありました。この農地の隣に家が建っておりますが、撤去されるようで、奥の方にも家が1軒ありますが、それも撤去されるということで、問題はないと思っております。

ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第2項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号第2項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

12月26日、●●●会長、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から南東へ60m、宅地と鉄道用地に挟まれた農地法施行規則第43条第2号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●番、地目は登記・現況とも畑、面積977㎡、転用者は、●●●の●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、所有者の●●●さんは市外在住で農地の管理が難しいことから売り渡すこととし、再生可能エネルギー発電事業者である転用者が、太陽光パネル220枚、パネルの水平投影面積356.50㎡、発電出力49.5kwの太陽光発電設備を設置するもので適当です。

なお、再生可能エネルギー発電事業計画の申請については、平成30年12月18日付けで経済産業省の認定済み、合わせて、中国電力との電力受給契約についても契約済みです。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、北側は鉄道用地、西側・南側は赤線の道路と青線の水路を挟んで宅地となっています。東側に畑が残ります。これにつきましては、条件を付した隣接農地承諾書が提出されていたため、所有者さんに現地調査に立ち会ってもらいました。現地で確認をし、雑木の伐採や境界に見切りを設置するなどの希望を転用者へ伝えてもらうよう、代理人である行政書士事務所の担当者に依

頼しています。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、図の上側が鉄道用地です。太陽光パネルをこのように配置します。

用排水計画ですが、雨水は、自然流下で地下浸透、汚水は発生しないため適当です。

被害防除計画ですが、切土・盛土等の造成は行わず整地するもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第 3 番 この件につきましては、昨年(2017)の12月26日に事務局2名、●●●会長、●●●推進委員、隣接農地の持ち主の方、行政書士事務所の担当の方と私と計7名で現地の確認をしております。只今の事務局の説明のとおりでありまして、周りは住宅となっております。977㎡に太陽光発電設備を設置するということで、この件については問題ないのですが、説明の中でもありましたが、隣接農地を持っておられる方が、287㎡の畑の柑橘を植えておられますが、その方が境界をはっきりしてほしいということ、これから先、代が変わっても境がわからなくなるという事がないようにということを再々言っておられました。先祖代々の土地を大切に思い深い愛着を感じることが出来ました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 今あったように、隣の●●●さんという方ですけど、境についての要望が強く出されておりました。行政書士事務所の担当者の方に申しております。やってもらわなければ許可は出せないということです。

第 6 番 話の内容の進展の回答はありませんか。

事 務 局 行政書士さんの方からは、特に連絡はいただいておりますが、実際工事に入る前には境界確認が必要になりますので、その際にはきちんとお話しをしていただくようお願いをしております。

議 長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 第3項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第3号第3項についてご説明いたします。

(ビッグパッドに位置図を表示)

12月28日に、●●●農業委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。

申請地は、●●●から西へ280m、道路と宅地に挟まれた小農地で、農地法施行規則第43条第2号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●番、地目は登記・現況とも田、面積694㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●番の●●●さんです。

転用目的ですが、●●●地区漁業集落排水施設整備工事の下水道敷設に伴い、工事を請け負う建設会社が現場事務所・倉庫・仮設トイレ・資材置場を設置するもので、平成31年3月31日までの一

時転用で、無償で借り受けされます。また、事業完了後は農地を原状回復する旨の誓約書が添付されています。

(ビッグパッドに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、西側は国道、南側・東側は市道に接し、北側は赤線の道路・青線の水路を挟んで宅地となっており、隣接農地はないため問題はありません。

(ビッグパッドに配置図を表示)

次に配置図ですが、現場事務所が2棟、倉庫、仮設トイレとなっており、資材はこちらに置きます。

用排水計画ですが、雨水は自然流下で農業用水路へ流入させ、汚水は、し尿については汲み取りを行うため適当です。

被害防除計画ですが、所有者さんの意向によりできるだけ農地に影響が残らないよう、養生シートを敷いた上にりん木と架台を設置し、その上に仮設事務所等を設置するもので、土砂の流出等のおそれはなく適当です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議 長 はい、●●●委員をお願いします。

第16番 只今、事務局から説明があったように、12月28日に現地確認をしております。事務局2名、推進委員、●●●の担当者、説明のとおり下水道の配水管を旧道に埋設するための作業の一時転用ということでありましてなんら問題はありません。ただ、私が思うことは、この一時転用という農地法の解釈、いつもは、ヒノヒカリを植えており、いま田んぼは刈り跡だけが残っている。それでブルーシートを敷いてその上にりん木を置いて小屋を置くということなのですが、稲を植えるのは6月中旬で、田をすくのも4月の終わりくら

い、こういった水田ですが、これがただ、ブルーシートを敷いて他に何ら影響がないのに、一時転用の対象になるものか、ちょっとした疑問と思っておりますが、どうでしょうか局長。

事務局 一時転用についてですが、基本的には農地を農地以外のものにするのが4条あるいは5条の転用になります。3年以内にそれを行うということで一時転用が認められるということになります。ブルーシートを敷いてりん木を敷く等、色々やり方はありますが、基本的には原状回復契約書を提出していただきますので、転用する前に戻してもらうというのが、大原則でございます。この場合そういうことで、農地を農地以外のものに変える、そして3年以内の転用であれば、今回の場合は期間が3ヶ月以内ですので、認められることになります。通常であれば転用が認められない農地についても、一時転用3年以内であれば認められるというようなこともありますので、今回の場合、期間の長い短いがありますが、きちんと申請を出していただくということになります。

第16番 申請を出しても出さなくてもいいのか。

事務局 申請を出して許可を受けなければ、無断転用になります。
ブルーシートを敷いても基本的には原状回復誓約書を出していただく、元通りに戻すというのがありますので、ブルーシートを敷く、あるいは碎石、色々やり方があっても、原状回復をするという大原則がありますので問題はないと思います。

議長 その他、質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議長 議案第4号「農地耕作条件改善事業 長小野（佐々並）地区における換地計画の同意について」を、議題に供します。農林振興課から説明をお願いします。

農林振興課 議案第4号「農地耕作条件改善事業 長小野（佐々並）地区における換地計画の同意」についてご説明いたします。

萩市が佐々並地域の長小野地区で実施している、農地耕作条件改善事業の土地改良法による換地計画について、県へ換地計画認可申請を行うにあたり、土地改良法第96条の4において準用する同法第52条第8項の規定により農業委員会の同意が必要になりますので、議案として提案させていただくものです。

事業概要についてですが、当事業実施区域は、ほ場整備未実施のため区画が不整形であり、一部ほ場では進入路がなく隣接ほ場から機械搬入しているなど、耕作条件不利農地であるため、区画整理や畦畔除去による区画拡大により耕作条件の改善を図りました。

地区面積は1.5haです。市営事業により平成29年度、30年度の2か年で工事を実施しています。

換地計画に関する現況図、換地図については別添資料のとおりです。

議案書9ページの換地計画面積表をご覧ください。表の左側に従前の土地、右側に換地後の土地面積を記載しています。従前の土地面積15,309㎡に対して換地後の面積は15,129㎡です。この面積については、田、畑のみで、道水路等を除いたものですが、道水路等を含めた全体面積は15,440㎡です。

平成30年12月18日に権利者会議を行い、換地計画を決定しております。

今後の予定につきましては、農業委員会の同意が得られましたら、同意書を添付して県に換地計画認可申請を行い、認可が得られましたら、法務局へ登記申請を行います。

以上で説明を終わります。

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長 去年の11月に長小野地区に農地パトロールに入ったとき工事を
していましたが、この周辺はみんな基盤整備が済んでおり、ここだ
け残っていた。

事 務 局 ここだけ一部、過去地元の了解が得なかった事があったようです。
残っているところを今回整備する。

議 長 今回は円満に。

事 務 局 はい。

議 長 ということです。
たまたま通りかかったときに、なぜここだけ基盤整備をしている
のだろうかと、疑問に思っていました。●●●さんがされていたと
見受けました。

基盤整理ができ、これから次の段階ということで換地計画が配ら
れていますが、よろしいですか。質疑はありませんか。

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定す
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供
します。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号についてご説明いたします。

農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第
18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところによ
り、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければ
ならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農林振
興課から諮問がありましたのでご審議いただきます。

萩市においては、通常4月1日及び12月1日を始期とすることとしておりますが、今回の集積計画につきましては、農業者年金に係る案件のものです。

それでは、お手元にお配りしています『農地中間管理事業による利用権設定状況（平成31年2月1日現在）』の資料をご覧ください。農地中間管理事業を活用した新規の利用権設定です。合計欄を読み上げます。件数が1件、筆数7筆、田の面積が11,485㎡、畑の面積が1,082㎡の合計12,567㎡です。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理機構が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって貸借関係が発生します。

1枚めくっていただきますと、内容が記載されております。右端の備考の欄に受け手の名前を記載しております。今回は、2人の個人が受け手となっております。

以上、このたびの集積計画案において、受け手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどお願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

（報告事案一）

議長 議案第6号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について」を、議題に供します。
第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第6号についてご説明します。議案は12ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農林振興課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、●●●番、登記地目、田、現況地目、畑、面積62㎡の内4㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●番の●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。

届出地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。

以上、報告いたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第6号の報告は終わります。

(報告事案一2)

議長 議案第7号「現況確認書の交付について」を、議題に供します。
第1項から2項まで一括して、事務局からの説明をお願いします。

事務局 議案第7号についてご説明します。議案は15ページです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第1項申請地は、●●●から東へ900mに位置する●●●番、登記地目は畑、面積604㎡、申請人は●●●番の●●●さんです。

申立てによると、申請地は居宅（昭和●●●年●●●月新築）の敷地となっているほか、一部が家庭菜園として利用され、敷地と一体となった庭となっているとのことで、11月30日に●●●委員、

事務局とで現地調査を行ったところ、申立てどおり、居宅の敷地及び庭として一体利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(ビッグパッドに位置図を表示)

第2項申請地は、●●●から北へ1.2 kmに位置する●●●番、登記地目は畑、面積287㎡、申請人は●●●番の●●●さんです。

申立てによると、申請地は戦前からイリコの乾燥場として利用し、現在も作業場として利用しているとのことで、12月26日に●●●委員、●●●推進委員と事務局とで現地調査を行ったところ、申請地の一部には倉庫が建ち、申立てどおり、作業場として利用されており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で議案第7号の報告は終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会

平成31年1月17日

萩市農業委員会会長

片岡兼雄

委員

吉村剛

委員

原田知夫